

◆◇◆産後ケア事業◆◇◆

～産後のお母さんをサポートします！～

赤ちゃんとの新しい生活のスタートでお困りのことはありませんか？

産後の体力が十分に回復していない

授乳や育児に追われてしんどい

初めてのことで育児に不安がある

対象者 出産から1年以内の草津市に住民登録があるお母さんと赤ちゃん
(流産・死産の日から1年以内の草津市に住民登録がある方も対象です)

対象者のうち、家族等から十分な支援を受けられない方に、産後に心身の不調がある、または育児に対する不安があるなどの場合に利用できます。

サービスの種類、内容、利用料などの詳細は裏面をご覧ください。

【産後ケア事業の利用の流れ】

①まず、子育て相談センターにご連絡ください

②保健師が面談を実施し、利用申し込み手続きを行います

③利用可否決定通知が届きます

④産後ケア事業利用

⑤保健師が面談を実施し、利用後の様子をお伺いします

♪利用者の声♪

自宅に来てもらって、ゆっくり授乳の相談ができてよかったです

夜間、まとまって寝ることができました

助産師にいつでも相談でき、育児の不安を解消することができました



サービスの種類	宿泊サービス	通所サービス	訪問サービス
サービス内容	実施施設に宿泊 実施施設に通所 助産師が自宅を訪問		
サービス内容	(1) お母さんの健康面や生活面の相談、休養、リフレッシュ (2) 乳房に関する相談や指導 (3) 赤ちゃんの健康状態の観察・ケア (4) 授乳・沐浴・育児に関する助言・相談など		
利用料金	1泊2日につき 8,300円	1日(8時間)につき 3,400円	1回(2時間)につき 1,600円
	別途 食事代が必要です (施設によって異なります)		
利用回数	市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は利用料金の免除がありますので、利用申込時に免除申請書を提出してください。		
利用回数	宿泊サービス、通所サービス、訪問サービスをあわせて7日(回)以内		
補助額	1泊につき2,500円	1日につき2,500円	1回につき1,600円
	※宿泊サービス、通所サービス、訪問サービスをあわせて5日(回)以内 ※利用時に利用料金を実施施設に支払い、利用後に草津市から補助額を償還 払いします。 ※補助を受けるためには申請が必要です。手続きについては利用の際に説明 します。		

【注意事項】

- *実施施設については子育て相談センターへご相談の際にご紹介します。
- *施設の空き状況や対応月齢により、ご希望に添えない場合があります。
- *キャンセルの場合は施設によりキャンセル料が発生することがあります。
- *ご希望の日や時間に対応できない場合がありますが、ご了承ください。



＜問い合わせ先＞

草津市役所 子育て相談センター 相談・支援係
 住 所 草津市草津3丁目13-30
 電 話 077-561-2339
 F A X 077-561-2491
 E-mail soudan-kosodate@city.kusatsu.lg.jp